

改正

令和2年3月19日門真市条例第17号

令和3年12月16日門真市条例第32号

門真市立公民館条例

門真市立公民館条例（昭和51年門真市条例第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、門真市立公民館（以下「公民館」という。）の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 法第22条の事業を行うため、門真市新橋町34番24号に公民館を設置する。

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公民館の管理を行わせることができる。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 前条の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- （1） 公民館の利用の許可、その取消しその他の公民館の利用に関する業務
- （2） 公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3） 公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

（開館時間）

第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて公民館の開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める特別の理由があるときは、指定管理者は、同項に規定

する開館時間外においても公民館の利用を許可することができる。

一部改正〔令和２年門真市条例17号〕

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、次に掲げる日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

一部改正〔令和２年門真市条例17号〕

(利用の許可)

第7条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、公民館の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物、設備及び器具等を汚損させ、若しくは破損させ、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。

(3) 法第23条に規定する行為となるおそれがあると認めるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 公民館の管理運営上支障があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、公民館を利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の許可条件に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 災害その他緊急事態が発生したとき。

(5) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じて、市長及び指定管理者は、その責めを負わない。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的外に公民館を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の設置)

第11条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、公民館の管理運営上必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用者に対して公民館の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、公民館の利用を終了したとき又は第9条第1項の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第13条 利用者及びその利用に伴う入館者が公民館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、利用者は、利用の許可を受けた際に、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由に

より利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(市長による管理の特例)

2 市長は、次に掲げる事由により指定管理者が公民館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。

(1) 指定管理者が公民館の管理業務を休止し、又は廃止したとき。

(2) 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は公民館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により指定管理者が公民館の管理業務を行うことができないとき。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)

3 第5条から第9条まで、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて公民館の	公民館の
第5条第2項	指定管理者	市長
第6条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて休館日に	休館日に
第7条、第8条、第9条第1項	指定管理者	市長
第9条第2項	市長及び指定管理者	市長

第11条	指定管理者	市長
第12条第2項	指定管理者	市長

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(市長による管理における使用料の徴収)

- 4 市長は、附則第2項の規定により公民館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

附 則 (令和2年3月19日門真市条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。(後略)
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に第1条、第4条から第8条まで又は第10条から第24条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、第1条、第4条から第8条まで又は第10条から第24条までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則 (令和3年12月16日門真市条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この条例による改正後の門真市立公民館条例、門真市立市民交流会館条例及び門真市立門真市民プラザ条例の規定による門真市立公民館、門真市立市民交流会館及び門真市立門真市民プラザの附属設備の利用の許可、利用料金の徴収等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表 (第14条関係)

施設名	定員	時間別	午前9時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
	人		円	円	円	円	円	円

集会室	300	6,500	6,500	8,100	11,700	13,100	19,000
第1会議室	30	1,300	1,300	1,700	2,200	2,700	3,700
第2会議室	18	950	950	1,200	1,600	1,900	2,700
講義室	45	1,400	1,400	1,800	2,300	2,900	4,100
児童室	18	950	950	1,200	1,600	1,900	2,700
料理教室	30	3,200	3,200	4,100	5,300	6,600	9,100

備考

- 1 利用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 附属設備を使用するときは、その利用料金として各品目の単位ごとに1月当たり500円以内で規則で定める額の範囲内で加算する。

一部改正〔令和3年門真市条例32号〕